

新小牧市民病院建設に係る実施設計協力事業者（工事施工候補者）選定プロポーザル実施要綱

〔平成27年6月26日〕
〔27小院建第32号〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、新小牧市民病院の建設に係る実施設計において、新小牧市民病院の建設コスト縮減等を図るため、優れた技術力と豊富な経験を有する者が小牧市病院事業及び新小牧市民病院建設設計業務の受託者と協力して実施設計を行うことについて、技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

（業務の概要）

第2条 対象とする業務は、建設業者として新小牧市民病院建設の実施設計に関与し、建設コストの縮減等が図られるよう実施設計業者と協力する業務（以下「業務」という。）とする。

（参加資格及び条件）

第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 次条第1項の規定による公告の日において、小牧市建設工事入札参加資格を有している者で、愛知県内に事業所を有し、かつ、建築一式業務の業種登載事業者であるもの
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について建設業の許可を受けている者
- (4) 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止を命ぜられ、営業停止期間中でない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続

開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (6) 第5条に定める参加表明書等の提出をした日から当該業務の協定を締結する日までに、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成4年3月31日決裁）に基づく指名停止、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者
 - (7) 平成17年4月1日から第5条に定める参加表明書等を提出する前日までの間に日本国内において竣工した一般病床数が400床以上若しくは延床面積30,000平方メートル以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の病院の新築、増築又は改築工事の実績を有する者。ただし、当該工事が企業体の構成員としての契約実績の場合は、当該工事への出資比率が50パーセント以上の工事に限るものとする。
 - (8) 参加表明書等の提出日に1年7月を経過しない最新の審査基準日における建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,800点以上を有すること。
 - (9) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了を有する者を専任の監理技術者として配置できる者
 - (10) このプロポーザルでの選考及びその後の実施設計への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者
 - (11) 新小牧市民病院建設設計業務の受託者と資本又は人事面において次に掲げる事項に該当しない者であること。
 - ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
 - イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (公募の公告)

第4条 小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 管理者は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を小牧市民病院のホームページで公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書その他の別に定める提出書類(以下「参加表明書等」という。)を管理者が指定する日までに管理者に提出しなければならない。

(参加資格審査)

第6条 管理者は、参加表明書等を審査し、参加表明書等を提出した者(以下「提出者」という。)に対して、第3条各号のいずれにも該当するか否かを通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により第3条各号のいずれにも該当すると認められた提出者に対しては、審査結果並びに品質を下げないでコストを低減する代替案(以下「VE」という。)についての提案書及び技術提案書(以下「提案書」と総称する。)の提出要請を様式第1により通知するものとし、第3条各号のいずれにも該当すると認められなかった提出者に対しては、その旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、異議申立て等は一切できないものとする。

(提案書の審査)

第7条 管理者は、提案書の審査として、別に定める新小牧市民病院建設に係る実施設計協力事業者(工事施工候補者)選定プロポーザル審査委員会に、前条第2項の規定により提案書の提出を要請した者に対し、提案書の内容の聴取等を行わせ、業務について技術的に最適な者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を管理者に報告させるものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、提案について技術的に最適な者を特定するものとする。

3 管理者は、前項の規定により技術的に最適な者として特定した者(以下「最優秀者」という。)に対しては、その旨を様式第3により通知し、特定しなかった者に対しては、その旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。

4 前条第2項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(参加資格審査結果の公表)

第8条 第6条第2項の規定により第3条各号のいずれにも該当すると認められた提出者については、前条第2項の規定による特定後、小牧市民

病院ホームページにおいて公表するものとする。

(工事施工候補者)

第9条 最優秀者は、新小牧市民病院建設工事の第1順位の工事施工候補者とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月26日から施行する。
- 2 この要綱は、業務に係る協定の締結をもって、その効力を失う。

様式第1（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

新小牧市民病院建設に係る実施設計協力事業者（工事施工候補者）選定プロポーザル参加資格審査結果について
（通知）

このことについて、参加表明書等を審査した結果、貴社を下記のとおり参加資格があると認めましたので、VE提案書及び技術提案書を提出するよう要請します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

新小牧市民病院建設に係る実施設計協力事業者（工事施工候補者）選定プロポーザル参加資格審査結果について
（通知）

このことについて、参加表明書等を審査した結果、貴社については下記のとおり参加資格があると認められませんでしたので通知します。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本病院へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 認めなかった理由
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

新小牧市民病院建設に係る実施設計協力事業者（工事施工候補者）選定プロポーザル提案書の審査結果について
（通知）

このことについて、提案書等により審査をした結果、貴社を下記のとおり業務について技術的に最適な者として特定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

新小牧市民病院建設に係る実施設計協力事業者（工事施工候補者）選定プロポーザル提案書の審査結果について
（通知）

このことについて、提案書等により審査をした結果、貴社については下記のとおり特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本病院へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 特定しなかった理由
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。